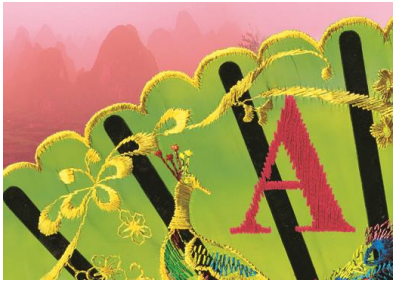


UBS中国A株ファンド(年4回決算型) 愛称:桃源郷・年4

追加型投信/海外/株式



第11期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

『UBS中国A株ファンド(年4回決算型) 愛称:桃源郷・年4』は、2021年6月25日に第11期決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金の金額を決定しましたので、お知らせいたします。

収益分配金 (1万口当たり) 200円(税引前)

| | |
|---------------------------------|--------------|
| ■ 決算日 | : 2021年6月25日 |
| (計算期間: 2021年3月26日 ~ 2021年6月25日) | |
| ■ 設定来分配金累計 | : 3,700円 |
| ■ 分配落ち後基準価額(6/25 現在) | : 13,399円 |
| ■ 純資産総額(同上) | : 約106億円 |

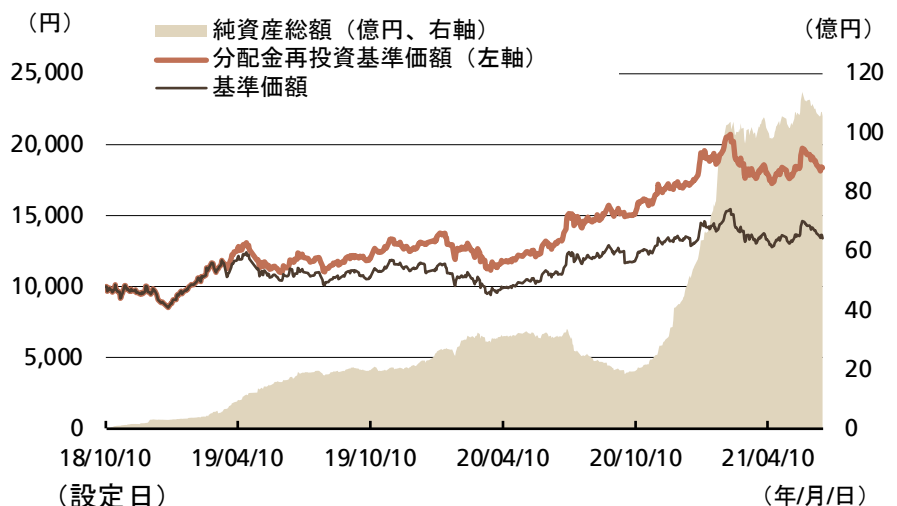
※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。
 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◎分配方針および分配額について

当ファンドは、毎決算時(原則毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、主に配当等収益及び売買益(評価損益を含みます。)を分配原資とし、分配金は、投資環境、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

当ファンドでは、中国で急速に進む構造変化をとらえ、中国A株の中でも新しい成長セクターにおけるリーディング企業への厳選投資を行うことで、信託財産の成長を追求してまいります。

■基準価額(分配金再投資)の推移(設定日~2021年6月25日)



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※基準価額(分配金再投資)は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、全てのリスクについて記載されているわけではありません。

・ 中国A株投資を行う外国投資信託証券を組入れる場合のリスク

中国A株に投資する外国投資信託証券においては、少数の銘柄に集中投資する場合があります。そのため株式市場全体の動きと異なり、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、当該外国投資信託証券の特性やQFII/RQFII制度※等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、将来当該外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課される可能性があること、証券決済がDVP取引以外の銘柄においては証券または決済代金の全額を失う可能性があること、一定期間は実質的に当該外国投資信託証券において証券の売却が行えない場合があります。また、一定の金額が当該外国投資信託証券内に留保される可能性があること、中国政府当局の裁量による送金規制等が導入される可能性があることなどから、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

※ QFII/RQFII制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外機関投資家に対してA株の売買を可能とする制度です。

・ 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

・ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・ 公社債および短期金融商品に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。また、ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

収益分配金に関する留意事項

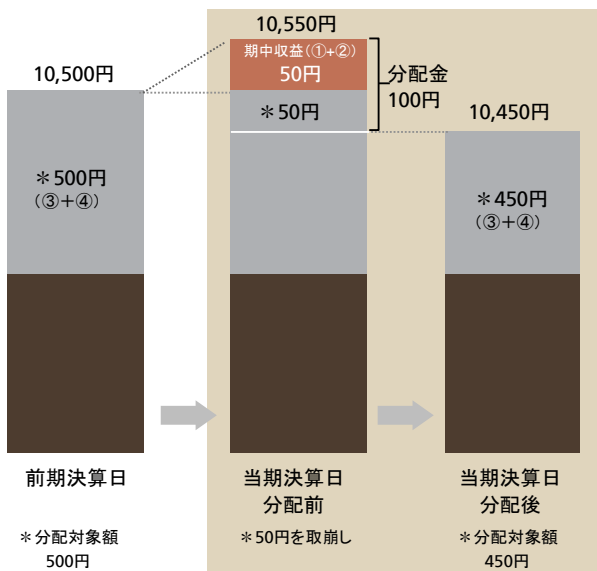
- ◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



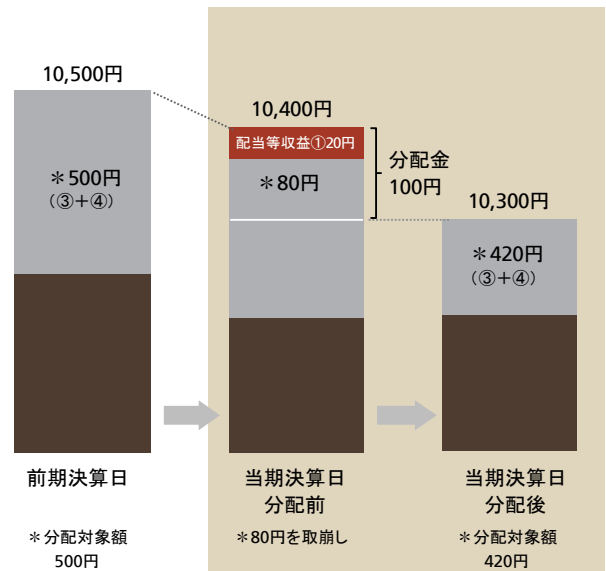
- ◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

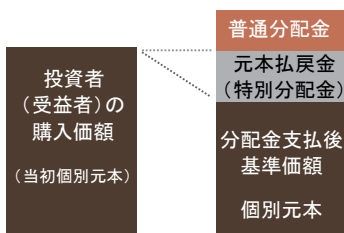


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

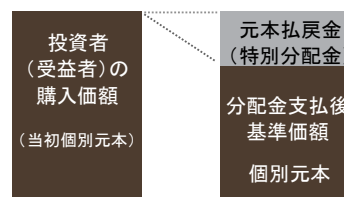
- ◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

・投資者が直接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 |
|-----|---------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.85% (税抜3.5%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.3% を乗じて得た額をご負担いただきます。 |

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 | | | | | | | | | |
|---------|--|---|--------------|----------------------|--------------|--|---------|---|------|---------------------------------|--------------------|
| 保有時 | 運用管理費用 (信託報酬) | 当ファンド 日々の純資産総額に対して 年率1.243% (税抜年率1.13%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">0.30%</td> <td style="text-align: center;">委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">0.80%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td style="text-align: center;">0.03%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※ 運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。 | 委託会社 | 0.30% | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 0.80% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 |
| | 委託会社 | 0.30% | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.80% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.03% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | | | | | | | | | |
| | 投資対象とする 投資信託証券 | 当ファンドの純資産総額に対して年率1.0635%程度 (委託会社が試算した概算値) | | | | | | | | | |
| | 実質的な負担 | 当ファンドの純資産総額に対して 年率2.3065%程度 | | | | | | | | | |
| | その他の費用・ 手数料 | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき([年1回決算型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">監査費用</td> <td style="text-align: center;">監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">売買委託手数料</td> <td style="text-align: center;">有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保管費用</td> <td style="text-align: center;">海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 | 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 | 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 | |
| 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | | | | | | | | | | |
| 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 | | | | | | | | | | |
| 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | | | | | | | | | | |
| 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

- 資金流入が期待される中国A株(中国企業の人民元建て株式)を実質的な投資対象とします。
- 中国A株の中でも、各セクターを代表するリーディング企業やリーディング企業に成長する可能性の高い企業の株式を中心に投資を行います。
- UBSアセット・マネジメントが運用を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

お申込みメモ

| | |
|----------|---|
| 購入単位 | 販売会社が独自に定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円) |
| 換金単位 | 販売会社が独自に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| スイッチング | [年1回決算型]、[年4回決算型]の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはいずれかの取扱いおよびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金の管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金不可日 | 上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくは香港の休日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。 |
| 信託期間 | [年1回決算型] 2009年9月18日から2029年9月25日まで [年4回決算型] 2018年10月10日から2029年9月25日まで ※受益者に有利であると認めるときは、信託期間の延長をすることができます。 |
| 繰上償還 | 当初信託設定日より1年経過後([年1回決算型]2010年9月18日以降、[年4回決算型]2019年10月10日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。 |
| 決算日 | [年1回決算型] 原則として毎年9月25日(休業日の場合は翌営業日) [年4回決算型] 原則として毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | [年1回決算型] 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能) [年4回決算型] 年4回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能) |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

ファンドの関係法人

委託会社 UBSアセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドが
 投資対象とする
 投資信託証券の
 運用会社 「UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド」
 UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド
 「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」
 UBSアセット・マネジメント株式会社

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

販売会社

| 商号等 | 加入協会 | 加入協会 | | | |
|-----------------------|---------------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社滋賀銀行※ | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | | ○ | |
| 藍澤證券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号 | ○ | ○ | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※株式会社滋賀銀行は、年4回決算型のみのお取扱いです。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。